

	ご意見・ご質問	回答
1	<p><終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅の基準について> 個室は費用が高いため、相部屋を推進してほしい。 カーテン等で仕切れば、プライバシーの確保は十分です。</p>	<p>終身賃貸事業に用いる住宅が共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）である場合については、最低限のプライバシーを確保することを目的として、各専用部分の入居者の定員を一名とすることとしています。</p>
2	<p>便所及び浴室等は男女で分ける必要はないのか。</p>	<p>終身賃貸事業に用いる住宅が共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）である場合の便所や浴室の数に関しては、住宅設計時にあらかじめ入居者が決まっていなかった場合もあること、利用時間を区分する等の生活ルールを定めるといった対応も考えられることから、基準としては、入居者全員が共同で利用することを想定して定めています。</p>
3	<p>車いす用便所を設ける必要があるのではないのか。</p>	<p>終身建物賃貸借事業に用いる住宅については、一定のバリアフリーに関する基準を設けています。 新築住宅である場合は、便所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること ・便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。 ・立ち座りのための手すりが設けられていること <p>が必要です。</p> <p>なお、既存住宅である場合は、ストックの有効活用を図る観点からバリアフリーに関する基準を一部緩和しており、便所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち座りのための手すりが設けられていること <p>が必要です。</p> <p>なお、車いすの利用を想定した便所を設けるかについては賃貸人等の判断によるものとしています。</p>

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち今回の意見募集と関係しないものは除き、同趣旨のものは集約し、内容を適宜要約又は分割して掲載しています。